

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 事業再構築補助金、3月に 公募開始、最大1億円の補助

### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/en\\_gl/tax-alerts](http://www.ey.com/en_gl/tax-alerts)

3月からコロナ対策の一環として事業再構築補助金の公募が始まります。

主な対象はウィズコロナ時代の業態転換や事業の再構築を目指す中小企業や中堅企業(資本金10億円未満などを予定)です。

組織再編、新規設備投資、グローバル展開、脱中小、コロナからのV字回復などをキーワードに、最大1億円と通常よりも高めの補助額が設定されています。

また、緊急事態宣言で被害を受けた企業には比較的緩い要件での補助もあります(最大1,500万円)。

第1回の公募期間は1か月ほどとされているため、早めの準備が必要となります。

EYは認定経営革新等支援機関として、確認書の作成や新規事業に関するアドバイスの提供も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。

詳細については、下記の中小企業庁のサイトをご覧ください。

- ▶ 事業再構築補助金(METI/経済産業省)  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo\\_saikoutiku/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html)
- ▶ 事業再構築補助金の概要(中小企業等事業再構築促進事業)  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo\\_saikoutiku/pdf/summary.pdf?0216](https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/summary.pdf?0216)
- ▶ 事業再構築補助金に関するよくあるお問合せ  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo\\_saikoutiku/qa.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/qa.html)

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

**EY税理士法人**

上田 憲治

パートナー

kenji.ueda@jp.ey.com

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

**EY税理士法人**

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーソナリティとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスピーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/people/ey-tax](https://ey.com/ja_jp/people/ey-tax)をご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210304

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)